

政令第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二十六条第一項、第三十九条第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第五十一条の十九第一項、第六十四条の四、第六十七条の二第三項及び第七十五条第一項並びに原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第四条）

第二章 経過措置（第五条）

附則

第一章 関係政令の整備等

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正)

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十九条第一項に次の一号を加える。

九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第十九条第三項中「又は第八号」を「、第八号又は第九号」に改める。

第二十条の五に次の一号を加える。

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十七条に次の一号を加える。

七 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第四十一条の見出し中「施設検査等」を「使用前検査等」に改める。

第五十八条第二号中「第六十八条第四項」を「第六十八条第三項」に改める。

第六十条の見出しを「（原子力検査官の定数及び資格）」に改め、同条第一項中「原子力施設検査官」

を「原子力検査官」に、「二百八十二人」を「五百六十一人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 原子力検査官は、次に掲げる事項について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

一 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及び核原料物質を使用する者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）

二 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置

三 製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設の構造及び性能

第六十条第三項から第六項までを削る。

第六十一条中「第六十八条第九項」を「第六十八条第八項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改める。

第六十五条第一項中「第七十五条第一項」の下に「（第八号を除く。）」を加え、「（次項に規定する

溶接検査に係るものを除く。」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 法第七十五条第一項第八号に掲げる者が同項の規定により納付すべき手数料の額は、九百四十一万四千四百円を超えない範囲内において実費を勘案して原子力規制委員会規則で定める額とする。

第六十五条第三項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

別表第一の九の項中「第十六条の三第一項の使用前検査」を「第十六条の三第三項の確認」に改め、同表中十の項を削り、十一の項を十の項とし、十二の項から二十の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の二十一の項中「第二十八条第一項の使用前検査」を「第二十八条第三項の確認」に改め、同項イからハまでの規定中「使用前検査」を「確認」に改め、同項を同表の二十の項とし、同表中二十二の項を削り、二十三の項を二十一の項とし、二十四の項から三十一の項までを二項ずつ繰り上げ、同表の三十二の項イ及びロ中「工事」を「設計及び工事」に改め、同項を同表の三十の項とし、同項の次に次の一項を加える。

三十一	法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けようとする者	千四百四万七千三百円（電子申
	イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増	千四百四万七千三百円（電子申

加に係る工事に係る確認

請等による場合にあつては、千

四百四万五千二百円)

ロ 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（

十二万六千円（電子申請等による

以下この項において「燃料体」という。）であつて

千三百円)

、これを構成する燃料棒の数の総数（燃料体が燃料

棒で構成されていない場合にあつては、燃料体の数

の総数。以下この項において同じ。）が千個以下の

ものに係る確認（ハに掲げるものを除く。）

ハ 輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒

の数の総数が千個以下のものに係る確認
場合にあつては、五万九千六百

五十円)

ニ 燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総

数が千個を超えるものに係る確認（ホに掲げるもの

十二万六千円（電子申請等による

場合にあつては、十一万九

	<p>を除く。)</p> <p>ホ 輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総数が千個を超えるものに係る確認</p> <p>へ その他の確認</p>	<p>千三百円) に千個を超える千個又はその端数を増すごとに九万八千八百円を加算した額</p> <p>六万三千円 (電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円) に千個を超える千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額</p> <p>五十九万三千五百円 (電子申請等による場合にあつては、五十万二千二百円)</p>
--	---	---

別表第一中三十三の項から三十八の項までを削り、三十九の項を三十二の項とし、四十の項から四十八の項までを七項ずつ繰り上げ、同表の四十九の項中「第四十三条の九第一項の使用前検査」を「第四十三

条の九第三項の確認」に改め、同項を同表の四十二の項とし、同表中五十の項を削り、五十一の項を四十三の項とし、五十二の項から五十八の項までを八項ずつ繰り上げ、同表の五十九の項中「第四十六条第一項の使用前検査」を「第四十六条第三項の確認」に改め、同項を同表の五十一の項とし、同表中六十の項を削り、六十一の項を五十二の項とし、六十二の項から六十七の項までを九項ずつ繰り上げ、同表の六十八の項イ及びロ中「方法」を「計画」に改め、同項を同表の五十九の項とし、同表の六十九の項中「第五十一条の八第一項の使用前検査」を「第五十一条の八第三項の確認」に改め、同項イ及びロ中「の工事及び性能に関する使用前検査」を「に係る確認」に改め、同項を同表の六十の項とし、同表中七十の項を削り、七十一の項を六十一の項とし、七十二の項から七十九の項までを十項ずつ繰り上げ、同表の八十の項中「第五十五条の二第一項の施設検査」を「第五十五条の二第三項の確認」に改め、同項を同表の七十の項とし、同表の八十一の項から九十の項までを十項ずつ繰り上げる。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正）

第二条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「、第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に、「第四十三条の三の十六まで」を「第四十三条の三の十一まで、第四十三条の三の十四、第四十三条の三の十六」に改め、「（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）」を削り、「第四十三条の三の三十三」の下に「、法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項から第七項まで並びに法第六十一条の二の二」を加え、後段を次のように改める。

この場合において、法第四十三条の三の三十四第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を」とあるのは「当該廃止措置に関する事項を実施計画（第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。）に」と、「原子力規制委員会の」とあるのは「第六十四条の三第一項又は第二項の」と、同条第三項中「第四十三条の三の五第一項の許可は、第四十三条の三の三十四第二項

の認可に係る発電用原子炉について」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可」とする。

(大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正)

第三条 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「第五十三条第二号」を「第五十二条第二項第十号」に、「第四十二条」を「第四十一条」に改める。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「第五十三条第二号」を「第五十二条第二項第十号」に改める。

一 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号)第三条第七号

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百八十二号)第三条第七号

三 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)第五十一条第七項第一号

第二章 経過措置

第五条 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第三条から第十一条までの規定の適用については、同法附則第三条中「この法律」とあるのは、「この法律（第三条の規定に限る。次条から附則第十条までにおいて同じ。）とする。」とする。

附 則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。ただし、第三条中大規模地震対策特別措置法施行令第四条第七号の改正規定（「第四十二条」を「第四十一条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

理由

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令において原子力検査官の定数及び資格並びに原子力規制検査の手数料を定める等関係政令の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める必要があるからである。